

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案について

義務教育課
高校教育課
特別支援教育課

1 改正の理由

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 27 年長野県条例第 23 号）において、教員特殊業務手当の上限額が引き上げられたことに伴い所要の改正を行う。

2 改正の内容

義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しに伴い、第 5 条に規定する教員特殊業務手当の額を義務教育費国庫負担金の算定方法に準じて下表のとおり改正する。

区 分		改 正 額	現 行 額
学校管理下において行う非常災害時等の緊急業務	非常災害時における生徒等の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 (特に甚大な非常災害の場合)	8,000 円 (16,000 円)	6,400 円 (12,800 円)
	生徒等の負傷、疾病等に伴う救急の業務	7,500 円	6,000 円
	生徒等の非行防止のための緊急の補導等の業務	8h 7,500 円	6,000 円
		4h 3,750 円	3,000 円
修学旅行等における生徒等の引率指導業務		4,250 円	3,400 円
対外運動競技等における生徒等の引率指導業務		4,250 円	3,400 円
学校管理下での部活動における生徒等の指導業務		3,000 円	2,400 円

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年長野県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「6,400円」を「8,000円」に、「12,800円」を「16,000円」に改め、同条第2号中「6,000円」を「7,500円」に改め、同条第3号中「3,000円」を「3,750円」に、「6,000円」を「7,500円」に改め、同条第4号中「3,400円」を「4,250円」に改め、同条第5号中「2,400円」を「3,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する規則新旧対照表

(昭和35年長野県教育委員会規則第1号)

改正案	現行
<p>(教員特殊勤務手当の額)</p> <p>第5条 教員特殊勤務手当の額は、業務に従事した日1日(第5号の業務のうち前条第1項第4号のアの業務にあつては、1泊)につき次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第1号の業務 <u>8,000円</u> (前条第5項の業務に従事した場合は、<u>16,000円</u>)</p> <p>(2) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第2号の業務 <u>7,500円</u></p> <p>(3) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第3号の業務 <u>3,750円</u> (従事した時間が8時間(午後5時から翌日の午前8時までの間は、6時間)以上の場合には、<u>7,500円</u>)</p> <p>(4) 条例第24条の3第1項第2号及び第3号の業務 <u>4,250円</u></p> <p>(5) 条例第24条の3第1項第4号の業務 <u>3,000円</u></p> <p>(6) 略</p>	<p>(教員特殊勤務手当の額)</p> <p>第5条 教員特殊勤務手当の額は、業務に従事した日1日(第5号の業務のうち前条第1項第4号のアの業務にあつては、1泊)につき次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第1号の業務 <u>6,400円</u> (前条第5項の業務に従事した場合は、<u>12,800円</u>)</p> <p>(2) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第2号の業務 <u>6,000円</u></p> <p>(3) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第3号の業務 <u>3,000円</u> (従事した時間が8時間(午後5時から翌日の午前8時までの間は、6時間)以上の場合には、<u>6,000円</u>)</p> <p>(4) 条例第24条の3第1項第2号及び第3号の業務 <u>3,400円</u></p> <p>(5) 条例第24条の3第1項第4号の業務 <u>2,400円</u></p> <p>(6) 略</p>